福岡県
岡垣町
Okagaki Town

おくやみ
サポートブック

～ご遺族に寄り添う１冊でありたい～

ご遺族の方へ

このたびのご逝去に際し、謹んでお悔み申し上げます。
ご遺族におかれましてはお悲しみの中、今後さまざまな届出や申請などの手続きが発生し、何をしたらよいかとお困りのことと存じます。岡垣町では、役場を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めていただけるよう「おくやみサポートブック」を作成いたしました。
このサポートブックが、ご遺族の皆様のお役に立てれば幸いです。

役場での諸手続きのご案内

岡垣町では、亡くなった方に関する手続きは、住民環境課でご案内しています。

住民環境課でできること

●必要な手続きをまとめて受付できます

役場内での主な手続きについては、なるべく窓口を移動することなく完了することができるよう住民環境課から各課に確認作業を行います。

●関係書類をまとめて準備しています

亡くなった方の書類を一式準備しているため、手続きの時間の短縮に繋げています。

※一部、担当課でしかできない手続きもあります。
また、戸籍の記載については、１週間程度の時間を要します。



住民環境課

場　　所：岡垣町役場 本館１階
住　　所：福岡県遠賀郡岡垣町野間１丁目１番１号
電話番号：093-282-1211
受付時間：午前９時～午後５時
（土・日・祝休日・年末年始を除く）

事前準備について

岡垣町役場にて各種手続きをする今後の流れになります。
まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に事前準備をお願いします。



STEP 1 **持ち物の確認　P. 3**

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2 **委任状について　P. 53**

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。
相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3 **各種手続きチェックリスト　P.7**

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 4 **ご来庁ください**

本紙と必要なものをお持ちの上、岡垣町役場にお越しください。

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- □ **来庁される方の本人確認書類**（下記「本人確認書類について」参照）
- □ **認印**（※相続人代表及び喪主、スタンプ印は不可）
- □ **預貯金通帳、銀行届出印**（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状 が必要です。
委任状については、戸籍を請求する方が直系の親族かそうでないか、住民票を請求する方が同じ世帯か、そうでないかなどで異なります。

亡くなった方の必要なもの

- □ **基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）**
- □ **国民健康保険、後期高齢者医療の資格確認書**

※国民健康保険の世帯主が亡くなった場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書

※亡くなった方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）

※加入者が亡くなられると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。

・ 葬祭を行ったこと、亡くなった方及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）

- □ **介護保険被保険者証**
- □ **医療福祉費受給者証（マル福）**
- □ **身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証**
- □ **重度障がい者医療医療証、子ども医療医療証、ひとり親家庭等医療医療証、養育医療給付医療券**

※その他必要なものは、各種手続きをご確認ください。

本人確認書類について

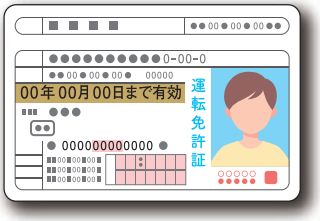
- □ **１点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）**

運転免許証、運転経歴証明書（平成２４年４月１日以降のもの）、パスポート、身体障害者手帳、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書　など

- □ **２点で本人確認できる書類**

介護保険被保険者証・医療保険の資格確認書、
医療受給者証、各種年金手帳、学生証　など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3か月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き （46 ページ参照） ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認	（47 ページ参照）
4か月以内			○所得税の準確定申告 （48 ページ参照）
10か月以内		○遺産分割協議 （47 ページ参照） ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告・納付 （48 ページ参照） ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

役場で必要な手続きについては 9 ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

よくあるご質問［Q&A］

Q1 岡垣町が本籍地です。死亡の記載のある戸籍謄本が必要ですが、すぐに取得できますか。

A1 死亡の届出から戸籍への反映は、１週間程度（閉庁日を含まない）かかります。
岡垣町以外で届け出た場合は、町に死亡届が到着してから１週間程度かかります。

Q2 本籍地が他市区町村です。窓口で戸籍謄本の取得はできますか。

A2 令和６年３月から本籍地が他市区町村でも、お住まいや勤務先の最寄りの市区町村窓口で戸籍謄本などの取得ができるようになりました。ただし、請求できる方は戸籍謄本などに記載されている本人、配偶者、直系尊属（父母、祖父母など）、直系卑属（子・孫）などです。※兄弟からの請求不可。

Q3 「出生から死亡までの戸籍」とは何ですか。

A3 戸籍は婚姻などの届出をしたときや、法律が変わるたびに新しく作られます。
それらすべての戸籍を集めたものが、「出生から死亡までの戸籍」となります。

Q4 戸籍や住民票を請求できるのは、どのような関係にある人ですか。

A4 戸籍を請求できるのは、配偶者及び直系親族（親・子・孫など）の方、相続などの手続きをされる方です（兄弟･姉妹は直系親族にはあたりません）。また､住民票（除票）を請求できるのは、相続などの手続きをされる方となります。請求の際は親族確認や請求の理由など、詳細を確認させていただきます。

※その他の方が戸籍を請求する場合は、請求できる関係の人からの委任状が必要です。委任を受けられない場合には、事前に手続きの担当窓口にご相談ください。

Q5 保険証や医療証など見つからないものがありますが、手続きはできますか。

A5 状況に合わせてご案内いたします。詳しくは手続きの担当窓口にお問い合わせください。

Q6 住人がいなくなったので、でんたつくん（戸別受信機）を返還しなければならないのですが、役場に返しに行けません。どうすればよいですか。

A6 でんたつくんのご持参が困難な場合は、役場（地域づくり課）へご連絡ください。
状況に合った方法をご案内します。

Q7 遺族年金とは、どんな人が受け取るものですか。

A7 一家の働き手の方や年金を受け取っている方などが亡くなったとき、その方の収入によって生計を維持されていたご家族に給付される年金です。亡くなった方の年金の加入状況などによって、「遺族基礎年金」「遺族厚生年金」のいずれか、または両方の年金が給付されます。

遺族年金の請求手続きは、亡くなった方の年金の納付状況や遺族年金を受け取る方の年齢・優先順位などにより必要書類や申請場所が異なります。詳しくは日本年金機構八幡年金事務所までお問い合わせください。

遺族年金の手続きには２～３か月かかることもありますので、早めに申請してください。

Q8 残された家族が高齢者の一人暮らしとなり、今後の生活が心配です。相談などをするところはありますか。

A8 役場の地域包括支援センター（長寿あんしん課内）では、おおむね 65 歳以上の人やそのご家族からの相談を受け付けています。また、町が委託している以下の高齢者相談センターでも介護などの相談を受け付けています。相談料は無料です。

○海老津校区・吉木校区・内浦校区にお住まいの方
→岡垣町高齢者・障がい者相談センター　☎ 093-282-5167（高倉苑内）

○山田校区・戸切校区にお住まいの方
→岡垣町東部高齢者・障がい者相談センター　☎ 093-282-5103（あゆみの里横）

Q9 死亡届の写しは、役場でもらうことができますか。

A9 提出された死亡届の写しをお渡しすることはできません。諸手続きに必要になることがありますので、提出前にコピーなど控えをとっておくことをおすすめします。その他、亡くなったことがわかる書類としては住民票の除票や戸籍謄本（除籍謄本）があり、役場窓口（住民環境課）で取得できます。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト（該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください）

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	□	印鑑登録をしていた	P.9
保険	□	国民健康保険に加入していた	P.10
	□	後期高齢者医療制度に加入していた	P.12
年金	□	国民年金に加入または受給していた	P.14
	□	厚生年金に加入または受給していた	P.15
	□	共済年金に加入または受給していた	P.16
	□	農業者年金を受給していた	
税金	□	税金の納付が済んでいない	P.17
	□	町県民税が課税されていた	P.18
	□	固定資産税が課税されていた（固定資産税を管理していた）	P.19
	□	原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた	P.20
土地・建物	□	未登記家屋がある	P.21
	□	農地の相続	
	□	山林の相続	P.22
	□	相続登記	
介護保険	□	65歳以上または介護認定を受けていた	P.23
	□	保険料が発生していた	
	□	高額介護サービス費などの受給対象であった	P.24
福祉（障がい）	□	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.25
	□	障害児福祉手当を受給していた	
	□	特別障害者手当を受給していた	P.26
	□	特別児童扶養手当を受給していた	

区分	☑	該当事項	詳細ページ
福祉（障がい）	□	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P.28
	□	重度障がい者医療医療証を交付されていた	
	□	心身障害者扶養共済制度を利用していた（扶養年金）	P.29
子ども	□	児童手当を受給していた	P.31
	□	児童扶養手当を受給していた	P.32
	□	子ども医療医療証を交付されていた	P.33
	□	ひとり親家庭等医療医療証を交付されていた	
	□	養育医療給付医療券を交付されていた	P.34
上下水道など	□	上下水道を使用していた	P.35
	□	下水道事業受益者負担金を納付中であった	
	□	くみ取り式のトイレを使用していた	P.36
	□	浄化槽を使用していた	
その他	□	高齢者福祉サービスを受けていた	P.37
	□	町営住宅に住んでいた	
	□	家財整理をしたい	P.38
	□	道路を占用していた	
	□	河川用地または水路用地を占用していた	P.39
	□	自治区（組など）にはいっていた	P.40
	□	犬を飼っていた	
	□	でんたつくん（戸別受信機）を設置していた	P.41
	□	交通災害共済に加入していた	
	□	香典返し寄附をしたい	P.42
	□	県営住宅に住んでいた	

P.3 に記載している来庁時の持ち物とあわせて、各種手続きの必要なものをお持ちください。

1. 住民登録に関する手続き

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却

手続き詳細	期　限
亡くなった方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなった方の印鑑登録証（カード）	住民環境課　住民生活係 ☎ 093-282-1211

MEMO

2．保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 資格確認書の返還

手続き詳細	期　限
被保険者が亡くなった場合は、不正使用などを防ぐため、亡くなった方の資格確認書を返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなった方の国民健康保険資格確認書	健康づくり課　医療年金係 ☎ 093-282-1211

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期　限
被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方に葬祭費（30,000円）が支給されます。 ※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から2年間
	手続き可能な人
	喪主などの葬祭執行者
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 喪主などの葬祭執行者の通帳 □ 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬儀の領収書など） ※亡くなった方及び喪主などがわかるもの	健康づくり課　医療年金係 ☎ 093-282-1211

MEMO

2．保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き③ 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期　限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。 ※振込先は相続人となります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	相続人 ※相続人以外も手続き可能ですが、委任状が必要な場合があります。
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 相続人であることがわかる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本の写しなど 指定相続人の場合：遺言書の写しなど ※この場合の代表者は、各種手続きの通知や振込先として代表者を指定するもので、所有権や相続割合などを決めるものではありません。	健康づくり課　医療年金係 ☎ 093-282-1211

MEMO

後期高齢者医療制度に加入していた

手続き① 資格確認書の返還

手続き詳細	期　限
被保険者が亡くなった場合は、不正使用などを防ぐため、亡くなった方の資格確認書を返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなった方の後期高齢者医療資格確認書	健康づくり課　医療年金係 ☎ 093-282-1211

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期　限
被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方に葬祭費（30,000円）が支給されます。 ※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から2年間
	手続き可能な人
	喪主などの葬祭執行者
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 葬祭執行者の通帳 □ 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書） ※亡くなった方及び喪主などがわかるもの	健康づくり課　医療年金係 ☎ 093-282-1211

MEMO

2．保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き③ 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期　限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。 ※振込先は相続人となります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	相続人 ※相続人以外も手続き可能ですが、委任状が必要な場合があります。
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 相続人であることがわかる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本の写しなど 指定相続人の場合：遺言書の写しなど ※この場合の代表者は、各種手続きの通知や振込先として代表者を指定するもので、所有権や相続割合などを決めるものではありません。	健康づくり課　医療年金係 ☎ 093-282-1211

MEMO

国民年金に加入または受給していた

手続き　必要な手続きの確認

手続き詳細	期　限
亡くなった方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなった方などの基礎年金番号がわかるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。 ※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害者基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、役場健康づくり課にお問い合わせください。	―
必要なもの	**手続き可能な人**
□ 亡くなった方などの基礎年金番号がわかるもの ＜例えば＞ ・遺族基礎年金 （年金手帳・印鑑・本人名義の預金通帳・戸籍謄本・住民票・死亡診断書または死亡記載事項証明書・課税（非課税）証明書・在学証明書（義務教育期間は不要）　など） ・寡婦年金 （印鑑・請求者名義の預金通帳・戸籍謄本（死亡者と請求者の両方）・住民票・死亡診断書または死亡記載事項証明書・課税（非課税）証明書　など） ・死亡一時金 （年金手帳・印鑑・請求者名義の預金通帳・戸籍謄本（死亡者と請求者の両方）・住民票（死亡者と請求者の住所が異なる場合） ※まずは手続きの窓口にお問い合わせください。	―
問い合わせ先	
日本年金機構 八幡年金事務所 ☎ 093-631-7962 予約受付専用電話： 0570-05-4890 健康づくり課　医療年金係 ☎ 093-282-1211	

MEMO

3. 年金に関する手続き

厚生年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期　限
亡くなった方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなった方などの基礎年金番号がわかるものを準備の上、事前にお問い合わせください。 ※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、ねんきんダイヤルなどへお問い合わせください。	― **手続き可能な人** ―
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなった方などの基礎年金番号がわかるもの	ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 日本年金機構 八幡年金事務所 ☎ 093-631-7962 予約受付専用電話： 0570-05-4890

MEMO

共済年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期　限
亡くなった方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなった方などの基礎年金番号のわかるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	―
	手続き可能な人
	―
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなった方などの基礎年金番号がわかるもの	各共済組合

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期　限
受給権者が亡くなったとき、遺族の方は１０日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10日間以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 農業者年金証書 □ 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または除籍抄本あるいは死亡日を明らかにすることができる証明書	岡垣町農業委員会事務局 ☎ 093-282-1211 （農林水産課振興係）

MEMO

4. 税金に関する手続き

税金の納付が済んでいない

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期　限
亡くなった方の税金の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなった方に代わって納付していただく必要があります。 既に届いている納税通知書により納付をしてください。 ※納税通知書を紛失している場合、役場税務課までご連絡ください。	納税通知書に記載の納付期限まで
	手続き可能な人
	相続人などのご遺族の方
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 納税通知書	税務課 ☎ 093-282-1211

手続き② 口座振替停止の手続き

手続き詳細	期　限
町税を亡くなった方の名義の口座から口座振替（自動払込）をされていた場合は、他の方の口座名義に変更または口座振替の解約手続きが必要です。 変更は、金融機関の窓口で変更申請を行ってください。 また、岡垣町に今後税金などが発生しない場合や、口座振替を止めたい場合（納付書で納めたいなど）は、金融機関の窓口もしくは役場税務課の窓口で解約手続きを行ってください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 口座振替依頼書・自動払込利用申込書 □ 変更後の口座の通帳 □ 通帳印 ※税金や保険料については、電話で解約（納付書で納めたいなど）を受け付けることも可能な場合があります。	税務課　収納係 ☎ 093-282-1211

MEMO

町県民税が課税されていた

手続き　相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期　限
亡くなった方に町県民税が課税されている場合、その方に代わって町県民税の管理をしていただく方（代表者）を相続人の中から指定していただきます。 ※この場合の代表者は、税金に関する通知や還付金の振込先として代表者を指定するもので、相続割合などを決めるものではありません。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、町が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 相続人代表者となる方の本人確認書類 □ 相続人であることがわかる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本の写しなど 指定相続人の場合：遺言書の写しなど	税務課　住民税係 ☎ 093-282-1211

MEMO

4. 税金に関する手続き

固定資産税が課税されていた（固定資産税を管理していた）

手続き 相続人代表者指定（変更）届の提出

手続き詳細	期　限
亡くなった方に固定資産税が課税されていた（固定資産税を管理していた）場合、その方に代わって固定資産税の管理をしていただく方（代表者）を相続人の中から指定していただきます。 ※この場合の代表者は、税金に関する通知や還付金の振込先として代表者を指定するもので、不動産の所有権や相続割合などを決めるものではありません。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、町が相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。	できるだけ速やかに **手続き可能な人** 相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 相続人代表者となる方の本人確認書類 □ 相続人であることがわかる書類 法定相続人の場合：戸籍謄本の写しなど 指定相続人の場合：遺言書の写しなど	税務課　資産税係 ☎ 093-282-1211

MEMO

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細

亡くなった方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。

期　限

亡くなった日から
30日以内

必要なもの

- □ ナンバープレート
- □ 標識交付証明書
- □ 手続きを行う人の本人確認書類
- □ 亡くなった方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など）
- □ ③の方が手続きする場合のみ：相続人からの委任状

手続き可能な人

①相続人
②相続人と同居のご家族
③その他の方
※③の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。

問い合わせ先

税務課　住民税係
☎ 093-282-1211

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細

亡くなった方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。
※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。

期　限

亡くなった日から
15日以内

必要なもの

- □ 標識交付証明書
- □ 手続きを行う人の本人確認書類
- □ 亡くなった方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など）
- □ ③の方が手続きする場合のみ：相続人からの委任状

手続き可能な人

①相続人
②相続人と同居のご家族
③その他の方
※③の方が手続きされる場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります。

問い合わせ先

税務課　住民税係
☎ 093-282-1211

5. 土地・建物に関する手続き

未登記家屋がある

手続き 登記していない家屋の名義変更

手続き詳細	期　限
登記していない家屋については、固定資産税の納税義務者を変更する必要がありますので税務課に届出を提出してください。 詳しくは、お問い合わせください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 家屋課税台帳登録名義人変更届（「遺産分割協議書」がある場合、添付が必要です） □ 新たな所有者の本人確認書類（運転免許証など）	税務課　資産税係 ☎ 093-282-1211

農地の相続

手続き 農地法第３条の3第１項の規定による届出

手続き詳細	期　限
農地の所有者が亡くなったときは、所有者を変更する必要がありますので、農林水産課に届出を提出してください。 詳しくは、お問い合わせください。	なし
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 農地法第３条の３第１項の規定による届出書 □ 農地の権利を取得した場所がわかるもの 案内図・公図（写し可） □ 土地の登記簿謄本（相続登記後、写し可） □ 委任状	岡垣町農業委員会事務局 ☎ 093-282-1211 （農林水産課振興係）

山林の相続

手続き　森林法第10条の7の2第1項の規定による届出

手続き詳細	期　限
山林の所有者が亡くなったときは、届出が必要な山林かどうかを確認する必要がありますので、農林水産課にお問い合わせください。	なし
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の規定による届出書 □ 土地の位置を示す地図 □ 土地の登記事項証明書（相続登記後、写し可）	農林水産課　振興係 ☎ 093-282-1211

相続登記

手続き　相続登記の申請

手続き詳細	期　限
土地・建物を所管する法務局に、相続登記の申請をする必要があります。 詳しくは法務局にご相談ください。 ※令和6年4月から相続登記が義務化されています。	相続が発生して 3 年以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
—	福岡法務局（八幡出張所） ☎ 093-641-7307

MEMO

6. 介護保険に関する手続き　※岡垣町が保険者の方のみ。保険者が他市町村の場合は、

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き　各種証書の返却

手続き詳細	期　限
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証を返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 介護保険被保険者証 □ 介護保険負担割合証（お持ちの方のみ） □ 介護保険負担限度額認定証（お持ちの方のみ）	長寿あんしん課 長寿支援係 ☎ 093-282-1211

保険料が発生していた

手続き　送付先変更届の提出

手続き詳細	期　限
後日、亡くなった方の保険料の未納または還付に関するお手紙を送付する場合がございますので、同届をご提出ください。 なお、既に送付先変更届を提出されていて、亡くなった後も送付先に変更がない方は、改めて同届を提出する必要はありません。 ※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ変更届を郵送でお送りします。	約 2 週間以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
なし	長寿あんしん課 長寿支援係 ☎ 093-282-1211

高額介護サービス費などの受給対象であった

手続き 請求に関する相続人代表届の提出

手続き詳細	期　限
被保険者が高額介護サービス費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に相続人に支給を行うための届出が必要です。	2 年以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 相続人代表者の通帳 □ 亡くなった方と相続人代表者の続柄がわかる戸籍謄抄本	長寿あんしん課 長寿支援係 ☎ 093-282-1211

MEMO

7. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期　限
亡くなった方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなった方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳 □ 届出人の印鑑	福祉課　障がい者支援係 ☎ 093-282-1211

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出

手続き詳細	期　限
亡くなった方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	亡くなった日から 14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの □ 印鑑 □ 住民票の除票または死亡届の写し □ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの ※相続人の住民票が必要な場合があります。	福祉課　障がい者支援係 ☎ 093-282-1211

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当資格喪失届の提出

手続き詳細	期　限
亡くなった方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	亡くなった日から 14日以内
必要なもの	**手続き可能な人**
□ 印鑑 □ 住民票の除票または死亡届の写し □ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの ※相続人の住民票が必要な場合があります。	親族
	問い合わせ先
	福祉課　障がい者支援係 ☎ 093-282-1211

特別児童扶養手当を受給していた

【受給者が亡くなった場合】

手続き
- 資格喪失届の提出
- 受給者死亡届兼未支払手当請求書の提出（未受取の手当がある場合）

手続き詳細	期　限
死亡月をもって受給資格が喪失となります。未支払請求の手続き、受給者変更の手続きが必要です。 ※ひとり親になった時には、児童扶養手当が受給できる場合がありますので、役場こども未来課にお問い合わせください。	受給者が亡くなった日から 14日以内
必要なもの	**手続き可能な人**
【未支払請求】 □ 支給対象児童（複数いる場合は最年長者）名義の通帳またはキャッシュカード 【受給者変更】 □ 対象児童を監護する方名義の通帳またはキャッシュカード	未支払請求：支給対象児童 受給者変更：受給者が亡くなった後、対象児童を監護する方
	問い合わせ先
	こども未来課 こども未来係 ☎ 093-282-1211

特別児童扶養手当を受給していた

【子が亡くなった場合】

手続き 資格喪失届（支給対象児童が他にいない場合）
または額改定届（支給対象児童が他にいる場合）の提出

手続き詳細	期　限
死亡月をもって受給資格が喪失となります。他に対象児童がいる場合は減額の手続き、他に対象児童がいない場合は資格喪失の手続きが必要となります。	速やかに
	手続き可能な人
	受給者
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 死亡が確認できる書類（住民票の除票または戸籍謄本） ※子と別居していた場合のみ必要	こども未来課 こども未来係 ☎ 093-282-1211

MEMO

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き　自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期　限
亡くなった方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなった方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	福祉課　障がい者支援係 ☎ 093-282-1211

重度障がい者医療医療証を交付されていた

手続き　重度障がい者医療医療証の返還、資格喪失届の手続き

手続き詳細	期　限
重度障がい者医療医療証を交付していた方が亡くなった場合、死亡日をもって喪失となります。	なし
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなった方の重度障がい者医療医療証 □ 手続きを行う人の本人確認書類	健康づくり課　医療年金係 ☎ 093-282-1211

心身障害者扶養共済制度を利用していた（扶養年金）

【掛金を支払っていた方が亡くなった場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期　限
掛金を支払っていた方が亡くなった場合、年金支給請求の手続きが必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなった日から 3 年以内
	手続き可能な人
	年金を受給する方または、扶養年金管理者
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなった方の死亡診断書 □ 亡くなった方の住民票の除票 □ 年金を受給する方の住民票 □ 年金を受給する方の振込口座のわかるもの	福祉課　障がい者支援係 ☎ 093-282-1211

【年金の受給を予定していた方が亡くなった場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期　限
年金受給予定者が亡くなった場合、弔慰金請求手続きが必要です。 ※弔慰金請求には加入期間など要件があります。	受給予定者が亡くなった日から 3 年以内
	手続き可能な人
	年金加入者または、扶養年金管理者
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなった方の住民票の除票 □ 掛金を支払っていた方の住民票 □ 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの	福祉課　障がい者支援係 ☎ 093-282-1211

【年金を受給していた方が亡くなった場合】

手続き　死亡・重度障害届出書の提出

手続き詳細	期　限
年金を受給していた方が亡くなった場合、死亡・重度障害届出書の提出のみ手続きしてください。	亡くなった日から 14日以内
	手続き可能な人
	指定相続人
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなった方の住民票の除票	福祉課　障がい者支援係 ☎ 093-282-1211

MEMO

8. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

【受給者が亡くなった場合】

手続き
- 受給事由消滅届の提出
- 未支払請求書の提出（未受取の手当がある場合）

手続き詳細	期　限
死亡月をもって受給資格が消滅となります。未支払請求の手続き、受給者変更の手続きが必要です。 ※ひとり親になった時には、児童扶養手当を受給できる場合がありますので、役場こども未来課にお問い合わせください。	原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて、15日以内
必要なもの	**手続き可能な人**
【未支払請求】 □ 支給対象児童（複数いる場合は最年長者）名義の通帳またはキャッシュカード 【受給者変更】 □ 対象児童を監護する方名義の通帳またはキャッシュカード □ 対象児童を監護する方の資格情報のお知らせまたは資格確認書	未支払請求：支給対象児童 受給者変更：受給者が亡くなった後、対象児童を監護する方 **問い合わせ先** こども未来課 こども未来係 ☎ 093-282-1211

【子が亡くなった場合】

手続き
- 受給事由消滅届の提出（支給対象児童が他にいない場合）
- 額改定届の提出（支給対象児童が他にいる場合）

手続き詳細	期　限
死亡月をもって受給資格が消滅となります。 他に対象児童がいる場合は減額の手続き、他に対象児童がいない場合は資格喪失の手続きが必要となります。	原則、子が亡くなった日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	**手続き可能な人**
□ 死亡が確認できる書類（住民票または戸籍謄本） ※子と別居している場合のみ必要	受給者 **問い合わせ先** こども未来課 こども未来係 ☎ 093-282-1211

児童扶養手当を受給していた

【受給者が亡くなった場合】

手続き
- 資格喪失届の提出
- 受給者死亡届兼未支払手当請求書の提出（未受取の手当がある場合）

手続き詳細	期　限
死亡月をもって受給資格が喪失となります。未支払請求の手続きが必要です。 ※今後、子を監護する方がひとり親の場合には、新たに児童扶養手当が受給できる場合がありますので、役場こども未来課にお問い合わせください。	受給者が亡くなった日から14日以内
必要なもの	**手続き可能な人**
【未支払請求】 □ 支給対象児童（複数いる場合は最年長者）名義の通帳またはキャッシュカード 【受給者変更】 □ 対象児童を監護する方名義の通帳またはキャッシュカード □ 住居の賃貸契約書（借家の場合）	未支払請求：支給対象児童 受給者変更：受給者が亡くなった後、対象児童を監護する方
	問い合わせ先
	こども未来課 こども未来係 ☎ 093-282-1211

【子が亡くなった場合】

手続き
- 資格喪失届の提出（支給対象児童が他にいない場合）
- 額改定届の提出（支給対象児童が他にいる場合）

手続き詳細	期　限
死亡月をもって受給資格が喪失となります。 他に対象児童がいる場合は減額の手続き、他に対象児童がいない場合は資格喪失の手続きが必要となります。	速やかに
必要なもの	**手続き可能な人**
□ 死亡が確認できる書類（住民票の除票または戸籍謄本） ※子と別居している場合のみ必要	受給者
	問い合わせ先
	こども未来課 こども未来係 ☎ 093-282-1211

8. 子どもに関する手続き

子ども医療医療証を交付されていた

手続き 医療証の返還、資格喪失届提出の手続き

手続き詳細	期　限
子ども医療医療証を交付していた児童が亡くなった場合、死亡日をもって喪失となります。	なし **手続き可能な人** 児童の保護者
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 児童の子ども医療医療証 □ 手続きを行う人の本人確認書類	健康づくり課　医療年金係 ☎ 093-282-1211

ひとり親家庭等医療医療証を交付されていた

手続き 医療証の返還、資格喪失届提出の手続き

手続き詳細	期　限
ひとり親家庭等医療医療証を交付していた方が亡くなった場合、死亡日をもって喪失となります。	なし **手続き可能な人** 【児童が亡くなった場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなった場合】 ご家族
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなった方のひとり親家庭等医療医療証 □ 手続きを行う人の本人確認書類	健康づくり課　医療年金係 ☎ 093-282-1211

養育医療給付医療券を交付されていた

手続き　医療券の返還、資格喪失届提出の手続き

手続き詳細	期　限
養育医療給付医療券を交付していた乳児が亡くなった場合、死亡日をもって喪失となります。	なし
必要なもの	**手続き可能な人**
□ 乳児の養育医療給付医療券 □ 手続きを行う人の本人確認書類	乳児の保護者
	問い合わせ先
	健康づくり課　医療年金係 ☎ 093-282-1211

MEMO

9. 上下水道などに関する手続き

上下水道を使用していた

手続き 名義変更または閉栓手続き、世帯人数の変更手続き

手続き詳細	期　限
亡くなった方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続きが必要となります。 また、井戸水を使用しており、公共下水道に接続されている世帯（下水道使用料のみをお支払いの世帯）の方が亡くなった場合、世帯人数の変更手続きが必要です。 ※電話手続き可	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人
	親族または同居者が望ましい
必要なもの	**問い合わせ先**
各種手続きがありますので、役場上下水道課にお問い合わせください。	上下水道課　業務係 ☎ 093-282-1211

下水道事業受益者負担金を納付中であった

手続き 受益者変更届の提出

手続き詳細	期　限
下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなった場合は、受益者の変更の手続きをお願いします。 ※郵送手続き可。ご連絡いただければ変更届をお送りします。	受益者の変更があった時点でご連絡ください。
	手続き可能な人
	親族または同居者が望ましい
必要なもの	**問い合わせ先**
手続きがありますので、役場上下水道課にお問い合わせください。	上下水道課　業務係 ☎ 093-282-1211

くみ取り式のトイレを使用していた

手続き　し尿くみ取りの取消または変更手続き

手続き詳細	期　限
亡くなった方がくみ取り式のトイレを使用していた場合、くみ取りの取消または、代表者・世帯人数の変更など手続きが必要です。 役場住民環境課に届け出てください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	親族または同居者が望ましい
必要なもの	**問い合わせ先**
なし	住民環境課　環境政策係 ☎ 093-282-1211

浄化槽を使用していた

手続き　浄化槽管理者変更、または浄化層の使用休止、使用廃止の手続き

手続き詳細	期　限
亡くなった方が浄化槽の管理者だった場合は、管理者の変更手続き、また、浄化槽の使用を休止する場合は使用休止の手続き、浄化槽をこれからも使用しない場合は廃止の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	親族または同居者が望ましい
必要なもの	**問い合わせ先**
福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所にお問い合わせください。	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所　地域環境課 ☎ 0940-36-2475

MEMO

10. その他の手続き

高齢者福祉サービスを受けていた

手続き 中止などの手続き

手続き詳細	期　限
役場長寿あんしん課にお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
なし	長寿あんしん課 長寿支援係 ☎ 093-282-1211

町営住宅に住んでいた

手続き 入居承継申請の手続き、または住居を明け渡す手続き

手続き詳細	期　限
亡くなった方が町営住宅入居者の場合、名義を引き継ぐ手続きや、異動の手続きが必要です。手続きの詳細については、役場都市建設課にお問い合わせください。	速やかに
必要なもの	**手続き可能な人**
どなたが亡くなったかにより、手続きが異なります。 (1) 入居名義人が亡くなられ、同居されている方がいる場合 名義を引き継ぐ手続き(入居承継申請)※ (2) 入居名義人が亡くなられ、同居されている方がいない場合 住宅を明渡す手続き (3) 入居名義人の方以外が亡くなった場合 異動の手続き ※入居承継申請については、承継できない場合があります。 承継できない場合は、明渡しの手続きが必要になります。	ご親族
	問い合わせ先
	都市建設課　都市計画係 ☎ 093-282-1211

家財整理をしたい

手続き　遠賀・中間リレーセンターへのごみの搬入

手続き詳細	期　限
遠賀・中間リレーセンターへのごみの搬入の際は、ごみの発生場所（住所）の確認をしています。亡くなった方が住んでいた住所が確認できる書類を持参し、リレーセンターの計量所職員に提示してください。 ※一部リレーセンターで処分できない物があります。	なし **手続き可能な人** 基本的にご親族の方
必要なもの	**問い合わせ先**
□ 亡くなった方が住んでいた住所が確認できる書類 （直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税の納税証明書など）	遠賀・中間リレーセンター ☎ 093-282-5341

道路を占用していた

手続き　占用許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期　限
占用許可を廃止する場合は占用廃止届の提出を、名義の変更をする場合は変更申請を行ってください。添付書類として、占用許可書の写しと申請時の資料が必要です。	できるだけ速やかに
必要なもの	**手続き可能な人**
【道路占用の廃止】 □ 占用廃止届及び占用許可書の写し 【名義の変更】 □ 道路占用申請書及び表記されている添付書類 ※詳細は事前にお問い合わせください。	どなたでも可 **問い合わせ先** 都市建設課　施設整備係 農林水産課　工務係 ☎ 093-282-1211

10. その他の手続き

河川用地または水路用地を占用していた

手続き　占用許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期　限
名義の変更をする場合は、権利譲渡か地位継承の手続きをしてください。 占用許可を廃止する場合は、廃止の手続きをしてください。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	できるだけ速やかに
必要なもの	**手続き可能な人**
【準用河川占用許可の名義変更】 □ 権利譲渡承認申請書 【準用河川占用許可の名義変更（相続される場合）】 □ 地位継承届 【準用河川占用許可の廃止】 □ 許可申請書及び工作物の除去（乙の４） 【法定外公共物占用許可の名義の変更】 □ 法定外公共物占用権利譲渡等承認申請書及び、表記されている添付書類 【法定外公共物占用許可の名義の変更（相続される場合）】 □ 法定外公共物占用者地位継承届出書及び、表記されている添付書類 【法定外公共物占用許可の廃止】 □ 法定外公共物占用終了・廃止届出書	どなたでも可 **問い合わせ先** 都市建設課　施設整備係 農林水産課　工務係 ☎ 093-282-1211

MEMO

自治区（組など）にはいっていた

手続き　自治区（組など）への連絡

手続き詳細	期　限
お亡くなりになったことをお住まいの自治区長または組長へご連絡ください。 連絡先がわからないときは、役場地域づくり課にお問い合わせください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
※世帯の変更により手続きなどが必要な場合があります。 自治区の方にお尋ねください。	地域づくり課 コミュニティ係 ☎ 093-282-1211

犬を飼っていた

手続き　飼い主の変更

手続き詳細	期　限
登録事項（飼い主の氏名や住所など）の変更手続きをしてください。 鑑札がない場合は新規登録または再発行手続きが必要です。	変更があったときから30日以内
	手続き可能な人
	新しい飼い主
必要なもの	**問い合わせ先**
役場住民環境課にお問い合わせください。	住民環境課　環境政策係 ☎ 093-282-1211

MEMO

10. その他の手続き

でんたつくん（戸別受信機）を設置していた

手続き 返還または引き継ぎの手続き

手続き詳細	期　限
※亡くなった方と同一世帯の方が引き続き使用する場合は、手続き不要です（自動的に新しい世帯主に引き継がれます）。	できるだけ速やかに
必要なもの	**手続き可能な人**
【返還手続き：亡くなった方が一人世帯の場合】 □ 返還届（住民環境課または地域づくり課でお渡しします） □ でんたつくん（戸別受信機、電源コード） □ アンテナ（設置している場合） □ 印鑑（署名の場合は不要） 【引き継ぎ手続き： 亡くなった方と同住所で別世帯の人が引き続き使用する場合】 □ 引継同意書（住民環境課または地域づくり課でお渡しします） □ 印鑑（署名の場合は不要）	どなたでも可 **問い合わせ先** 地域づくり課　安全安心係 ☎ 093-282-1211

交通災害共済に加入していた

手続き 組合脱会などの届出や共済金の請求

手続き詳細	期　限
【亡くなった方が一人世帯の場合】 組合脱会等届兼返還金請求書の申請 【交通事故による死亡の場合】 交通災害共済金請求の手続き	できるだけ速やかに
必要なもの	**手続き可能な人**
【亡くなった方が一人世帯の場合】 □ 印鑑 □ 振込口座（請求者のもの） 【交通事故による死亡の場合】 個別にご案内しますので、お問い合わせください。	親族など **問い合わせ先** 地域づくり課 コミュニティ係 ☎ 093-282-1211

香典返し寄附をしたい

手続き　岡垣町社会福祉協議会へ寄附

手続き詳細	期　限
故人の遺志あるいはご遺族の意向により、香典の一部を社会福祉に役立てることを目的とした寄附金です。 所得税及び住民税の税制上の優遇措置を受けることができます。 「社協だより」に故人及び寄附者の氏名が掲載されます（希望しない場合は掲載されません）。	なし **手続き可能な人** どなたでも可
必要なもの	**問い合わせ先**
お問い合わせください。	岡垣町社会福祉協議会 ☎ 093-283-2940

県営住宅に住んでいた

手続き　入居承継申請の手続き、または住居を明け渡す手続き

手続き詳細	期　限
手続きの詳細については、福岡県住宅供給公社へお問い合わせください。	速やかに **手続き可能な人** 親族など
必要なもの	**問い合わせ先**
お問い合わせください。	北九州管理事務所 ☎ 093-621-3300

MEMO

亡くなった方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項　目	期　日	備　考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険資格確認書やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号 【手続き先】 故人の勤務先を所管する社会保険事務所 【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。

亡くなった方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項　目	期　日	備　考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 若松税務署 ☎ 093-761-2536
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1 か月以内	
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年 3 月 15 日まで	

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。
・受入証明書　・永代使用許可書

2 埋葬証明書を発行

現在、埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。

3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。
※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

▼必要書類
改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書

▼提出先（受取先）
現在、埋葬・収蔵されている墓地や納骨堂のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

4 遺骨を取り出し（魂抜き）

住職などにお経を上げてもらって遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。
※手元供養や散骨の場合は異なります。

担当課・問い合わせ先

住民環境課　環境政策係
☎ 093-282-1211

役場以外での手続きチェックリスト

該当事項	☑	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	□	返納手続き	折尾警察署 ☎ 093-691-0110
恩給を受給していた	□	総務省恩給相談室にお問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
生活保護を受給していた	□	宗像・遠賀保健福祉環境事務所（分庁舎保護第 2 課）にお問い合わせください。	宗像・遠賀保健福祉環境事務所（分庁舎保護第 2 課） ☎ 093-201-4187
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	□	故人の住所地を管轄する健康福祉センター（保健所）にお問い合わせください。	宗像・遠賀保健福祉環境事務所（健康増進課） ☎ 0940-36-2366
被爆者健康手帳を持っている	□		
預貯金口座など	□	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	□	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社または代理店
損害保険など	□	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社または代理店

該当事項	☑	主な手続き	問い合わせ先
国税	□	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 若松税務署 ☎ 093-761-2536
軽自動車や軽自動車二輪を持っている ※軽自動車二輪…排気量が125ccを超え250cc以下の自動二輪車	□	軽自動車や軽自動車二輪の名義変更・廃車など	軽自動車検査協会福岡主管事務所北九州支所 ☎ 050-3816-1751 九州運輸局福岡運輸支局北九州自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2079
普通自動車や大型バイク（250ccを超えるもの）を持っている	□	普通自動車・大型バイクの名義変更・廃車など	九州運輸局福岡運輸支局北九州自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2079
不動産登記	□	土地・家屋などの所有権移転（相続）登記など	福岡法務局 八幡出張所 ☎ 093-641-7307
クレジットカード	□	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	□	契約継承、解約	
インターネット	□	名義変更、解約	
電気・ガス	□		
ケーブルテレビ	□		
NHK 受信料	□		☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、役場で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、役場にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

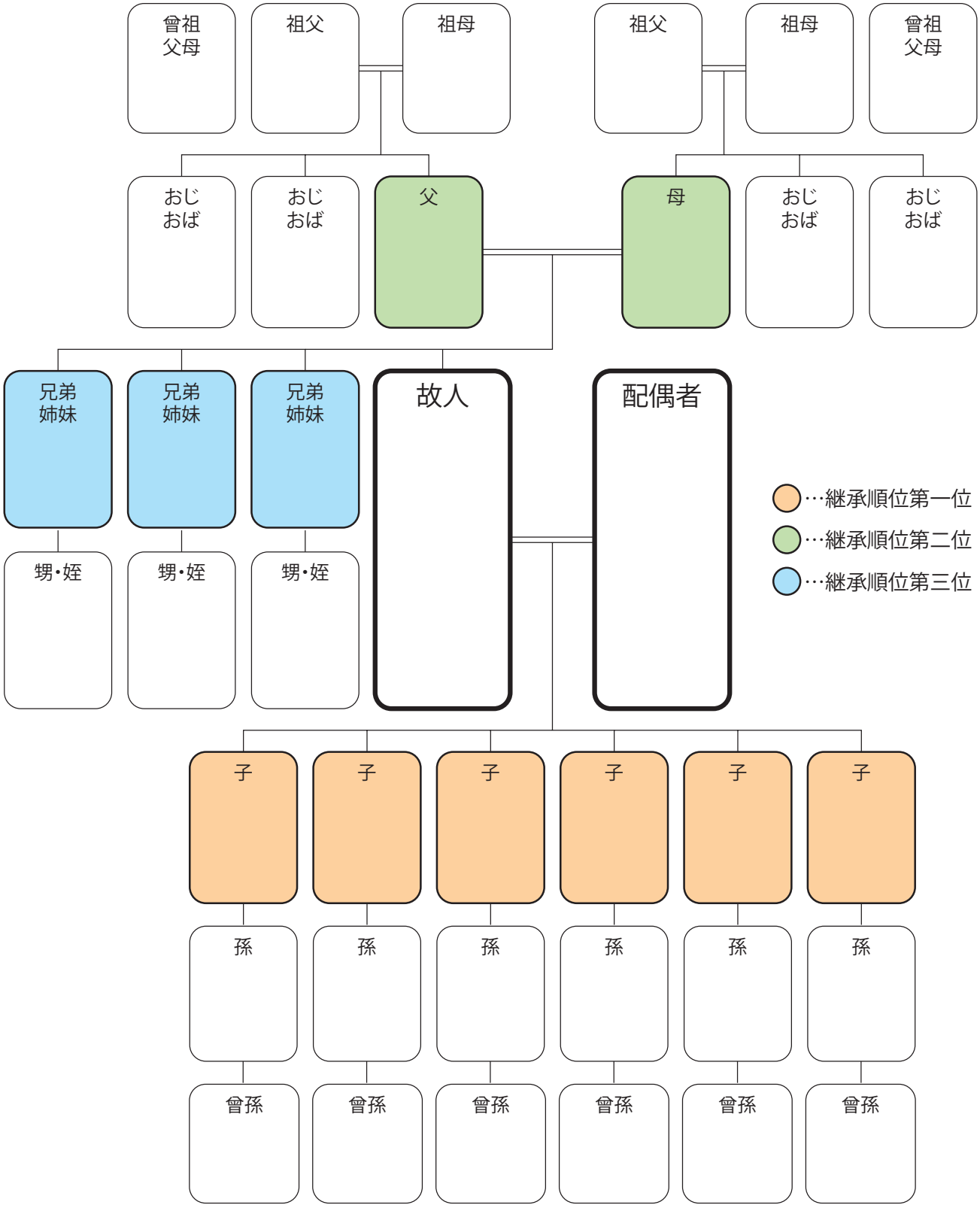
相続に関する手続きチェックリスト

☑	項　目	期　日	備　考
□	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。本籍地の役場の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
□	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
□	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
□	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役場で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
□	遺産分割協議 （協議書の作成）		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役場などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
□	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。 問い合わせ先：家庭裁判所

☑	項　目	期　日	備　考
□	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から亡くなった日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。 問い合わせ先：若松税務署
□	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円 ＋ 600万円 × 法定相続人の数 問い合わせ先：若松税務署

MEMO

家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP（https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html）をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備　考
預貯金	金融機関名	支店名	金　額	備　考
その他の資産	名　称	内　容	保管場所など	備　考
借入金・ローン	借入先	金　額	返済方法	備　考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備　考
公的年金	基礎年金番号	種　類	受給金額	備　考
個人年金・企業年金	名　称	番号・記号など	受給金額	備　考
その他				

法定相続情報証明制度について

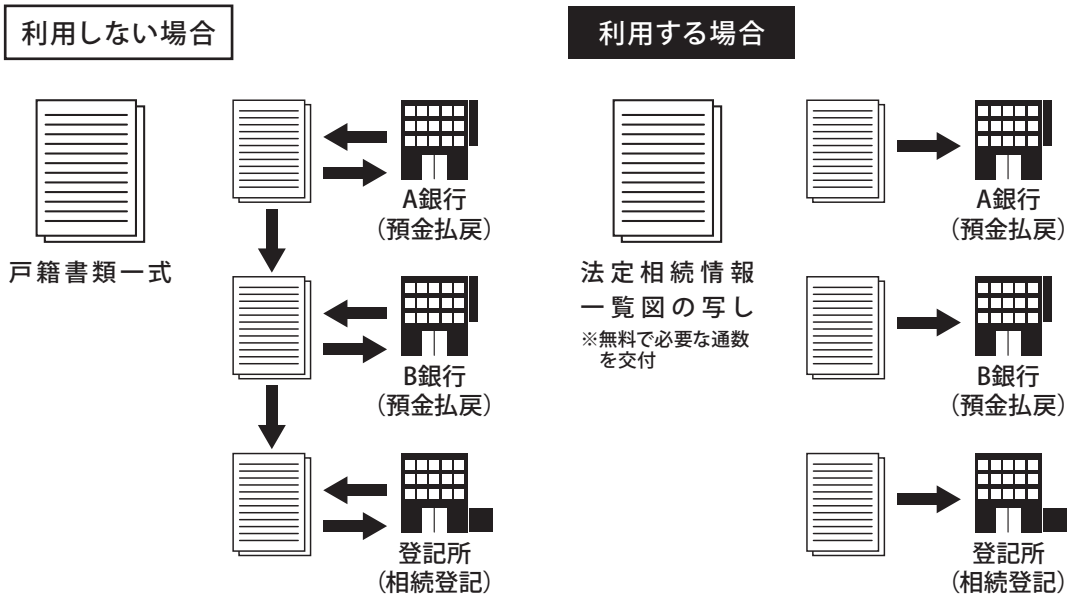
あなたの手続きを応援します！

法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、
各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。
この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

①申出（法定相続人または代理人）

1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
2.法定相続情報一覧図を作成します。
3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。

↓

②確認・交付（登記所）

1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。

↓

③利用

各種相続手続きにお使いください。



POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ　検索

MEMO

委　任　状

令和　　年　　月　　日

【代理人】 ※代理で窓口へ来られる方です。

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　委任者との関係 ＿＿＿＿

生年月日　大・昭・平・令　　年　　月　　日

◎上記の者を代理人として、下記の証明書請求･手続を委任します。

【委任者】 ※証明書を必要とする方、転入･転居･転出の異動をする方です。

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　（※）本人が手書きしない場合は、**記名押印**してください。

生年月日　大・昭・平・令　　年　　月　　日

---------- ◎委任事項----------

【証明書の発行に関すること】

□住民票の写し＿＿通　　□その他（　　）＿＿通

□戸籍に関する証明書（　　）＿＿通

※（本籍）岡垣町　　（筆頭者）＿＿＿＿＿＿

必要な証明書の内容･特記事項

（　　）

□印鑑登録の申請

【住所の異動に関すること】

□転入（岡垣町外から岡垣町へ）　　□転出（岡垣町から岡垣町外へ）

□転居（岡垣町内から岡垣町内へ）　　□その他（　　）

新しい住所･特記事項

（　　）

キリトリ線

戸籍謄抄本等の郵便請求のご案内

戸籍謄抄本、住民票の写しなどの証明は郵便で請求することができます。
戸籍謄抄本などの戸籍に関する証明は本籍のある市区町村、住民票は住民登録されている市区町村へ、それぞれご確認の上請求してください。

岡垣町へ請求される時は、次の１から４を入れて郵便で請求してください。

1　請求書

戸籍証明	「戸籍謄抄本等郵便請求書」に必要事項を記入し、**請求者本人の署名又は記名押印**をお願いします。（便箋等でも構いませんが、必要事項は「戸籍謄抄本等郵便請求書」を参考に、漏れのないよう記入してください。） 本人・配偶者・直系親族以外の方が請求する場合は、「委任状」を同封してください。 また、戸籍証明の内「身分証明書」を本人以外の方が請求する場合も「委任状」が必要です。
住民票	「戸籍謄抄本等郵便請求書」に必要事項を記入し、**請求者本人の署名又は記名押印**をお願いします。（便箋等でも構いませんが、必要事項は「戸籍謄抄本等郵便請求書」を参考に、漏れのないよう記入してください。） 本人または同一世帯員以外の方が請求する場合は、「委任状」を同封してください。

2　請求者本人の確認書類（下記のいずれかのコピーを同封してください）

１つで確認できるもの	運転免許証、マイナンバーカードなどの官公署が発行した顔写真付の身分証明書
２つ以上必要なもの	健康保険及び後期高齢者医療保険の資格確認書、介護保険被保険者証、各種年金証書・年金手帳など

3　手数料（１通あたり）　※郵便局で「定額小為替」をご購入の上、同封してください。

戸籍謄抄本	４５０円	除籍謄抄本	７５０円	改製原戸籍謄抄本	７５０円
戸籍の附票	３００円	身分証明書	３００円	住民票	３００円

上記の手数料は、岡垣町のものです。手数料として切手・現金は取り扱いできません。
また、定額小為替には何も記入しないでください。
相続等の場合は戸籍が何種類かに分かれる場合がありますので、手数料は多めに入れてください。

4　返信用封筒

宛先を記入し、送料として**返信用切手**を貼ってください。
宛先は、**請求者の「現住所地（住民登録地）」**を記入してください。
現住所地以外への送付はできません。
お急ぎの場合は、速達料金を追加してください。
除籍や改製原戸籍の請求並びに証明を複数請求する場合、返信用封筒は大きめのものを準備してください。また、返信用切手は多めの額を入れてください。

送料（切手）
５０ｇまで　　１１０円
※速達料金
送料　＋　３００円

◎　その他

ご不明な点は、お問い合わせください。

請求及びお問い合わせ先
※岡垣町の戸籍証明又は住民票
〒８１１－４２３３
福岡県遠賀郡岡垣町野間１丁目１番１号
岡垣町役場　住民環境課　住民生活係
℡　０９３－２８２－１２１１（内線１１２）

戸籍謄抄本等郵便請求書

（あて先）岡垣町長　様　　令和　　年　　月　　日

請求者	住　所				
	氏　名		生年月日	明・大・昭・平・令　年　月　日	
	昼間連絡の取れる電話番号　※必ずご記入ください（　　）				
戸籍請求	必要な戸籍の表示	本　籍	岡垣町		
		筆頭者		生年月日	明・大・昭・平・令　年　月　日
	請求者と戸籍に記載されている方との関係　※1	□ 本人　□ 配偶者（夫又は妻）　□ 直系尊属（父母又は祖父母）　□ 直系卑属（子又は孫）			
住民票請求	必要な住民票	住　所	岡垣町		
		氏　名		生年月日	明・大・昭・平・令　年　月　日
請求者と住民票が必要な方との関係　※2		□ 本人　□ 本人と同一世帯			
請求理由	※請求者が上記※1、※2に該当しない場合は理由を具体的かつ詳細に記入してください。				

証明書の用途及び必要としている証明書の内容（必要事項）

※例：〇〇の死亡記載のあるもの（戸籍証明）、岡垣町大字〇〇△△番地の記載のあるもの（戸籍の附票）

※最近2週間以内に戸籍の届出をされた方は、その内容をお書きください。

届出日	令和　年　月　日	届の種類	出生　その他 死亡（　届） 婚姻 離婚
届出地	都道府県　市区町村		

何が必要ですか。必要な証明の欄に通数を記入し必要な方の氏名を記入してください。

	謄本（全部事項証明）	抄本（個人事項証明）	必要な方の氏名
戸籍 1通　450円	通	通	
除籍 1通　750円	通	通	
改製原戸籍 1通　750円	通	通	
戸籍の附票 1通　300円	通	通	
	※必要なものに✔　□ 本籍・筆頭者の表示　□ 在外選挙人名簿登録情報の表示		
身分証明書 1通　300円	※本人以外からの申請の場合、委任状が必要です。 通		
住民票 1通　300円	通	通	
	※住民票に本籍・続柄の表示が必要ですか？(該当の番号に〇を付けてください) 1．必要なし　2．続柄のみ必要　3．本籍のみ必要　4．両方必要		
その他（　）	通	通	

キリトリ線

MEMO

MEMO

MEMO

広告

弁護士法人ラグーンに
その悩み、お任せください！

他士業・他業種とも連携しながら、
皆様のあらゆる悩みを最適解まで導きます。

地域密着



家族で争続はしたくない…

遺産分割

「遺産分割」は専門家による法律にのっとった客観的なアドバイスで、早期解決させるのがお勧めです。皆様により幸せな「遺産分割」をしていただけるようにサポートいたします。



故人に負債がある…

相続放棄

相続放棄には時間制限があり、３ヶ月以内に手続きを行わなければなりません。マイナスの財産のみ残ってしまう前に、相続放棄を行うことをお勧めします。



相続手続きする時間がない…

相続手続き 代行サポート

遺産相続は手続きが煩雑だったり、相続トラブルが発生したり、時間のかかる問題が多発するケースも。相続の「代理業務」ができるのは弁護士だけです。お忙しい方へ「代行」でサポートします。

交通事故・労災などの突発的な事故ってどうしたらいいの？



突発的な事故の相談

相手の保険会社、勤務先との事故直後の話合いから、損害賠償金の交渉、裁判に至るまで、それぞれの場面で発生するあらゆる問題を、専門家が随時サポートします。
ご遺族の負担を少しでも軽減できるよう、我々が全面的にバックアップしていきます。

弁護士法人ラグーン
Lagoon Law Office

山口県弁護士会・福岡県弁護士会・広島弁護士会所属
https://wakamatsu-law.com/
職員数24名（弁護士11名　事務職員13名）

黒崎支店　〒806-0021 福岡県北九州市八幡西区黒崎3-2-2 菅原第二ビルディング4階-A号室
本　店　〒750-0006 山口県下関市南部町2-7 TEL：083-234-1436
広島支店　〒730-0016 広島市中区幟町14-14 広島教販ビル6階 TEL：082-209-0822

☎093-482-5536

受付時間／平日 9:00 ～ 18:00　土日祝 10:00 ～ 17:00

■ 実績を持つ弁護士が担当いたします
相続に関する相談実績は約1500件以上 ※2026年時点（当法人全体）

■ 日曜日、平日夜間対応可能の柔軟なサポート
解決に向け全力でサポートさせていただきます。

■ プライバシーの厳守
ご相談された個人情報はもちろん丁寧に扱います。

おくやみハンドブックを見たと言っていただければスムーズです。



1 初回相談 時間無料

広告掲載に関するお問い合わせ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

広告

永代に渡って安心できる供養を

宝を積む寺 心の中にも ひとつ





さまざまなご要望に
ご対応します。

- 納骨堂（2ヵ所）
- 合祀墓、樹木葬
- 小さなお墓～大きなお墓
- 安価なもの～豪華なもの
- 一時預かり～永代供養
- 費用は分割可
- その他

【宗教、宗派、国籍等不問】（墓地・埋葬法の範囲内）



西山浄土宗 宝積寺

住職：波多江浩然

ご見学は自由です。お気軽にお越しください。
詳しい説明が必要な方はお声がけください。

http://housyakuji.com
宝積寺 宗像 検索

東郷駅より
徒歩5分

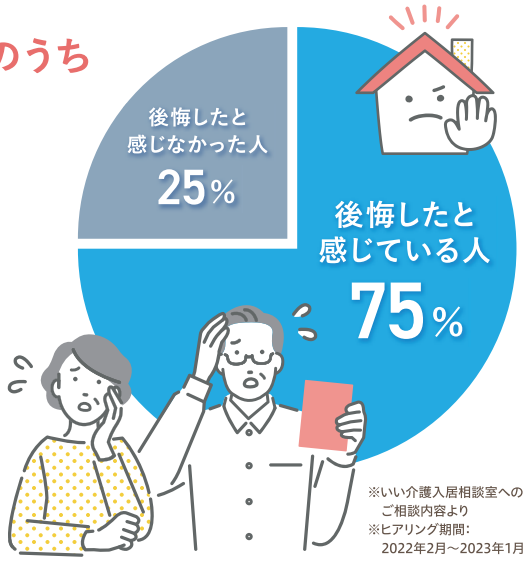
〒811-3425 宗像市日の里 2-1-5 0940-36-5918

許認可番号：26宗環第1492号
許認可年月日：平成27年1月30日

広告

自分で老人ホームを探した人のうち

4人に3人が
後悔している!?



※いい介護入居相談室へのご相談内容より
※ヒアリング期間：
2022年2月～2023年1月

自分で資料を取り寄せて見学に行ってみたけど、身体状況や費用面などの理由から「入居できなかった」「理想と違った!」など、我流の老人ホーム探しを後悔している人は意外なほど多いもの。
「いい介護」の専門相談員にご相談いただければ、そうしたミスマッチを起こすことなく、ご希望の条件に合った施設をご案内いたします!



相談実績
20万件
※2023年5月時点：当社実績

私たちが、理想の老人ホーム探しをお手伝いします

「いい介護」は、老人ホームや介護施設など、高齢者のための住まいを探せる検索サイトです。
相談歴10年以上という経験豊富な専門スタッフがさまざまなお悩みやお困りごとを解決します。

ご相談完全無料
フリーコール 0120-958-560 いい介護

[受付時間]9:00～17:00(年中無休)※年末年始を除く

株式会社エイジプラス 東京都中央区京橋2-14-1 兼松ビルディング8F | 代表取締役 岩崎 考洋

いい介護
検索サイトはコチラ

広告掲載に関するお問い合わせ 03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

広告

葬儀保険® 千の風

終活・葬儀費用に活かせる保険があります

人生の最終章を豊かにする準備、はじめませんか？



葬儀保険「千の風」のおすすめポイント

1 Point
最高100歳まで保障
85歳10ヶ月まで申込可能!!

2 Point
すぐに使えて安心
保険金の迅速なお支払い※
入院・手術歴のある方でも安心してお申込みいただけます

3 Point
加入審査も
告知だけの簡単手続き!!

4 Point
お金の使途は自由
もちろん、ご家族の生活費などにもご利用いただけます

※弊社に完備書類到着後、最短翌営業日に保険金をお支払いたします（当社実績に基づきます）

保険金定額タイプ100万円保障プラン 例）70歳の場合

月々2,500円で100万円保障

その他50万円保障・80万円保障プランもご用意!

《引受少額短期保険業者》
ベル少額短期保険株式会社
所 在 地：812-0011福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目7番3号
電　　話：092-474-4444
登録番号：福岡財務支局長（少額短期保険）第1号
一般社団法人 日本少額短期保険協会　会員

詳しい資料をお送り致します お気軽にお問い合わせください
FREE 0120-444-000
【受付時間】平日10:00～17:00

▲Webでのお申し込みはこちらから

◆【千の風（1年更新型定期保険）】は一定期間の死亡保障を確保する満期保険金、解約返戻金のない保険商品です。 ◆保険料は更新時の年齢に応じて高くなります。各年齢ごとの保険料は、資料請求の後「重要事項説明（契約概要・注意喚起情報）」でご確認ください。 ◆年齢が80歳以上の場合は、申込保険金額を100万円以下に制限しています。 ◆ご契約の際には「重要事項説明（契約概要・注意喚起情報）」「約款」を必ずお読みください。
当社は株式会社鎌倉新書（東証プライム上場、証券コード：6184）のグループ企業です。

ベル少短-資料-2507-001

広告掲載に関するお問い合わせ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

岡垣町の相続お悩み相談室

こんなことでお困りではないですか？

相続手続き



相続の手続きは何から始めたらいいんだろう・・・

手続きが難しすぎてわからない・・・

遺言書作成



家族のために遺言書を作成したい

お世話になったあの人に遺産をあげたい

＼あなたの「困った」を当事務所がサポートいたします／

ご質問・ご相談はお気軽に下記までお問い合わせください。

☎093-701-4004

(直通)080-4670-9625

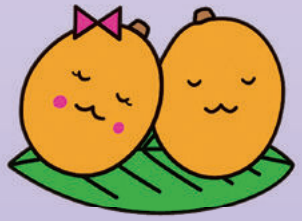
受付時間 9:00～18:00
定休日：土日祝
(事前予約で対応可能です)

なるとみ行政書士事務所

〒811-4203　岡垣町内浦1065　長源寺境内
FAX：093-701-4005
https://narutomi-gyosei.com
otera@narutomi-gyosei.com



行政書士　成富　啓仁
福岡県行政書士会所属



岡垣町イメージキャラクター
♥びわりん＆びわすけ★

発　　行	岡垣町
編集／制作	株式会社鎌倉新書
発 行 年	2026 年 9 月